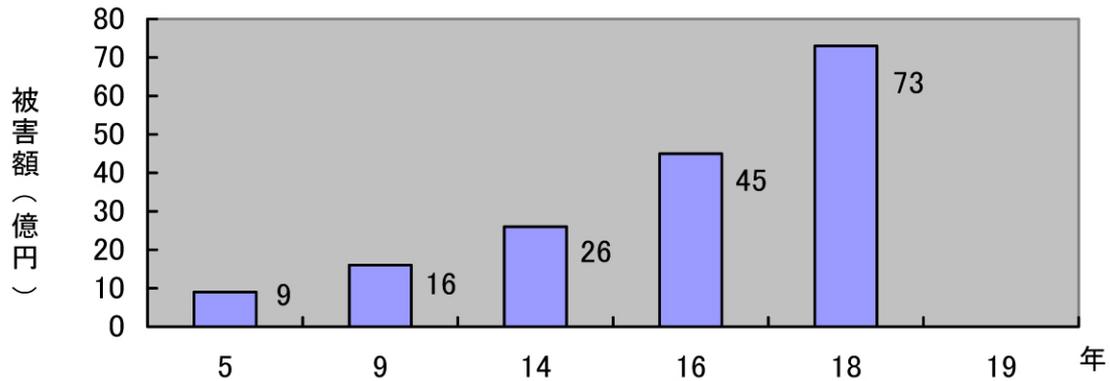


平成 18 年度カワウ食害調査

アンケート調査結果

本会におけるカワウに関する調査は、平成 5 年に最初の調査を実施し、以降 9 年、14 年、16 年、18 年と現在まで 5 回行われた。そのときどきの推定被害額は、9 億円→16 億円→26 億円→45 億円→73 億円となっており、まさにウナギのぼりで増大してきている。

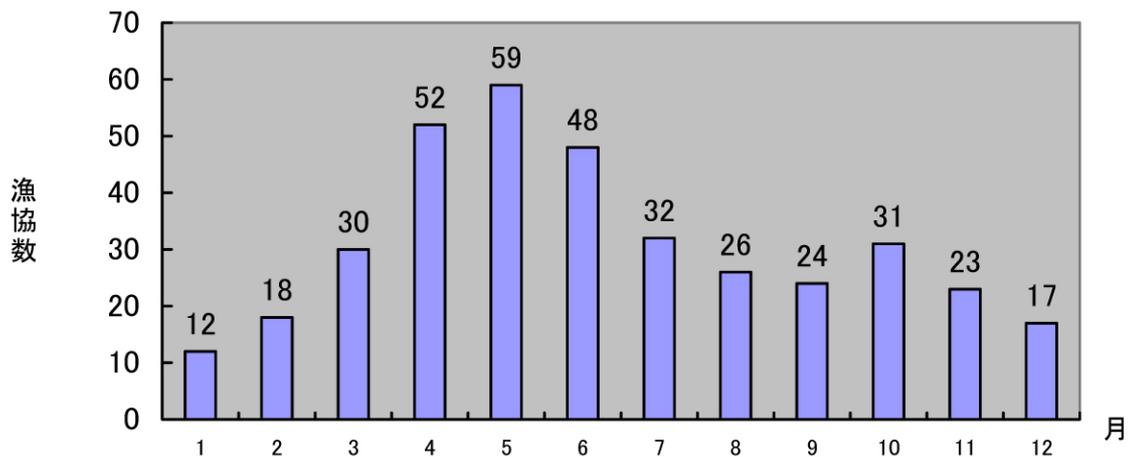
カワウ推定被害額アンケート調査結果



以下、18 年のアンケート結果について述べる。

- 本会傘下の 760 漁協にアンケート票を送付し、649 漁協から回答を得た。(回答率 85.4%)
- カワウの「飛来がある」と答えた漁協は 555 漁協(86%)、「なし又は殆ど影響なし」が 94 漁協(15%)であった。
- カワウの 1 漁協で 1 回当たりの確認した平均は、最低 51 羽、最高で 271 羽であり、平均 134 羽であった。(最低 1 羽、最高 4,000 羽の回答があった漁協もある。)
- 月別の飛来数を見ると 5 月に増加し、次いで 10 月も若干増加している。

カワウ月別飛来数(平成18年月別確認漁協数)



○被害を受ける魚種は、以下のとおりアユが飛び抜けて大きくなっている。

(食害対象魚種)

魚種	割合 (%)	魚種	割合 (%)	説明
アユ	90.2	ヤマメ	16.1	・アンケート調査で漁協ごとの被害魚種名をあげたものの集計結果（例えば、アユについては被害を受けた漁協の内 90.2%の漁協が被害を受けている。） ・40種の魚種が報告されている。
ウグイ	45.3	イワナ	10.6	
オイカワ	33.1	ワカサギ	4.3	
フナ類	29.9	ハヤ	4.3	
アマゴ	26.8	ウナギ	3.5	
コイ類	20.1	その他	11.8	
マス類	18.9	全魚種	2.3	

○飛来数及の推計

(推計に当たったの主な条件)

- ①最も多く漁場への飛来が観測された5月をベースとして推計した。
 - ②漁業センサスに掲載されている漁場数及本アンケート調査の結果により試算した。
- 5月には、毎月9万8千羽が内水面漁場に飛来した。

○損害額の推計

(推計に当たったの主な条件)

- ①1羽のカワウが1回当たり500グラムを捕食するものとする。
- ②3日に2回捕食と仮定した。(天候等の影響で毎日の捕食が困難とも思われる。)

年間の魚の被害は9千2百トン、被害額は73億円となる。

○カワウ被害対策とその効果

対策としては、①花火・爆音器、そして②銃器による除去、③テグス・テープ張りが上位3位で河川等の巡回、案山子等の設置が続いている。

それぞれの効果は、「ある程度あった」が6割あったが、「全くない」と答えた漁協も24%程度ある結果であった。

(カワウ被害対策の効果)

対策方法	銃器による除去	巣や卵の除去	リテグス・テープ張り	案山子・目玉模様の設置	花火・爆音器	河川等の巡回	置魚の隠れ家の設置	放流方法の改善	その他	計
効果判定										
かなりあった	27	5	15	10	25	5	2	2	1	92(18%)
ある程度あった	76	1	57	24	79	52	5	1	5	300(58%)
まったくない効果が不明	35	3	19	3	39	18	1	3	2	123(24%)
合計	138	9	91	37	143	75	8	6	8	515

(注)複数の対策を組み合わせた回答があり、それぞれに分割した。

○対策経費

(推計に当たっての主な条件)

動員組合員の人件費は、全国平均時給 811 円を用い、作業時間は 6 時間とした

アンケート結果より、全国 895 漁協のうち、65. 8%の 590. 2 漁協がカワウ対策を行い、1 漁協あたり 93. 7 名の労力を要したと推定された。これに全国平均時間賃金 811 円及び 1 日 6 時間の活動時間を掛けた結果、 $55,300(人) \times 811(円) \times 6(時間) = 269,089,800(円)$ となり、約 2 億 7 千万円が対策人件費として見積もられる。

【駆除対策等】

①「緊急・広域外来魚等対策推進事業」の実施

平成 18 年度からは、緊急にかつ広域的に対応する必要があることからブラックバスやカワウの駆除等の基幹的対応事業として、標記事業が実施されることとなった。(19 年度カワウ関連分の予算措置:32 県を対象に 6,443 万円)

②「カワウ食害等影響調査」の実施

カワウについては、未だその生態や実態が不明な点が多く、その対策が確立されていないことから、カワウ被害の実態等を調査し、その対策を検討するため、水産庁の委託を受けて標記調査を実施している。(17 年度～19 年度)

③「広域協議会」の創設

カワウは広域的に移動することから、広域的に対応するため、平成 17 年 4 月に「関東カワウ広域協議会」(環境省等の関係省庁、関東地方 10 都県、野鳥の会や内水面漁連等が構成員)が設立され、保護管理方策の作成、資料の収集や一斉追い払い等の対応を行っている。18 年 5 月には近畿地方 15 府県による「中部近畿カワウ広域協議会」が設立されている。

なお、一斉追い払いは、18 年 4 月と 19 年 2 月に実施されている。